議案第９４号

大牟田市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和　６　年　２　月２２日提出

大牟田市長　　関　　好　孝

大牟田市事務分掌条例の一部を改正する条例

大牟田市事務分掌条例（平成１０年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「防災危機管理室」を「防災危機管理室
まちなか活性化推進室」に改める。

第２条防災危機管理室の分掌事務の次に次のように加える。

まちなか活性化推進室

(1)　まちなかの活性化に関すること。

付　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

提案理由

組織機構の見直しを行うに当たり、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。